ACSES ニュースレター_２４５２号（2023 年２月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇三菱重工の工場から煙　配電盤の一部燃える　広島市中区<新聞報道>
◇「青い色の水が出た」事例も　ネット販売の浄水カートリッジ“模倣品”に注意<放送報道>
◇放射性物質入りの極小カプセルはどこへ　1400km、大捜索の末に<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気こんろ)<消費者庁>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第1原発1号機　水中ロボットで格納容器の堆積物を採取<新聞報道>
[原子力施設全般]
・高浜原発4号機の不具合 安全停止装置トラブル原因か<放送報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 有機フッ素化合物、13都府県81地点で目標値超
◇泡消火剤などの有機フッ素化合　全国 81 地点、国の目標値超え／有機フッ素化合物、13 都府県 81 地点で目標値超　長期間飲用で害<新聞報道>
◇沖縄市の農業用地下水から PFAS 検出、暫定指針値の 5.4 倍　農作物介した影響は不明　沖縄県調査<新聞報道>
◇PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議(第 1 回) 議事次第・配付資料<環境省>
[4] 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）に関する御意見の募集について<厚生労働省>
[5] 医薬品
◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第４号）<官報>
◇医薬品等輸入確認情報システム<厚生労働省>
[6] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[7] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 170 号）
◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 171 号）<官報>
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 172 号）<官報>
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 173 号）<官報>
[8] 飼料
◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第６号）<官報>
[9] 植物防疫法施行規則等の一部を改正
◇植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産省令第５号）<官報>
◇輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示（農林水産省告示第 168 号）<官報>
◇輸入植物検疫規程の一部を改正する告示（農林水産省告示第 169 号）<官報>

寒葵（カンアオイ）

［10］畜舎等の建築等及び利用に関する法律施行規則の一部改正
◇農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第３号）〈官報〉
◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第１号）〈官報〉
◇畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（農林水産省・国土交通省告示第１号）〈官報〉
［11］食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（タイ産アカワケギ（アカシャロット）、その加工品）〈厚生労働省〉
◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について〈内閣府〉
［12］廃棄物関係
◇「浄化槽法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について〈環境省〉
［13］温暖化対策関係
◇神戸市で石炭火力発電４号機が稼働　発電効率が高い「超々臨界圧」型　近隣住民は差し止め求め提訴〈放送報道〉
［14］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　　［評価結果］　１件　　［調査結果］　２件
［15］その他省庁発表　　３件
［16］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［17］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：５件
［付録］
◇事務連絡　大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について〈総務省消防庁〉

****

［1］***<u>化学物質関係事故、事件関係</u>***
◇<u>三菱重工の工場から煙　配電盤の一部燃える　広島市中区</u>
＜中國新聞　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/265208
　30 日午後 8 時 15 分ごろ、広島市中区江波沖町の三菱重工業の工場で、従業員から「建物内で煙が見える」と 119 番があった。
　市消防局や広島中央署によると、倉庫内にあった予備バッテリーの配電盤の一部が燃え、約 1 時間後に消し止められた。けが人はなかった。

◇「青い色の水が出た」事例も　ネット販売の浄水カートリッジ“模倣品”に注意

＜テレ朝news　2023年2月2日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000285847.html

家庭用浄水器の交換用カートリッジの模倣品がインターネット上で販売されているとして、消費者庁が注意を呼び掛けました。

消費者庁は、有名通販サイトで販売されている浄水カートリッジで、あたかも「LIXIL」が製造・販売しているかのような表示をした模倣品が流通していると注意を呼び掛けました。

模倣品の一部は、パッケージの「タイプ」の文字が「タイブ」になるなど誤字があるものの、見ただけでは判別できない商品もあります。

これまでに「青い色の水が出た」などの事例も報告されています。

具体的な健康被害は確認されていないということですが、消費者庁は今後どのような問題が生じるか分からないとして販売価格が安価なものは特に注意し、違和感を覚えたらすぐに使用を中止するよう注意を呼び掛けています。

◇放射性物質入りの極小カプセルはどこへ　1400km、大捜索の末に

＜朝日新聞　2023年2月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2200KCR21UHBI045.html

オーストラリアの西オーストラリア州で輸送途中に行方不明になっていた放射性物質入りの小さなカプセルが1日、見つかった。CNNなどが報じた。

報道によると、カプセルはハイウェーから2メートルほど離れた場所で見つかった。オーストラリア当局はカプセルの周囲20メートルを立ち入り禁止とし、鉛のコンテナに移して移送するという。健康被害を受けた人はいなかったようだとしている。

カプセルは直径6ミリ、高さ8ミリと極小で、12日に同州にある搬出元のグダイダリ鉱山からトラックで搬出された。トラックはハイウェーを通って約1400キロ離れたパースに16日に到着。25日に荷物を確認したところ、カプセルがなくなっていた。オーストラリア当局は、輸送途中に紛失したとみて、放射線検知器などを使って経路のハイウェーを捜索していた。

地元当局者は、「捜索は偉大な挑戦だった」と話した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気こんろ)

＜消費者庁　2023年1月31日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032038/

特記事項:松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)が製造した電気こんろのリコール(無償改修)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故：２件
　電気こんろ、エアコン

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故：17件
　コンセント、延長コード、電気温風機(セラミックファンヒーター)、携帯電話機(スマートフォン)、
　電気冷温風機、電気洗濯機、照明器具(クリップライト)、高圧洗浄機(充電式)、
　バッテリー(リチウムイオン、高圧洗浄機用)、バッテリー(リチウムポリマー、電動リール用)、
　スピーカー(充電式)、パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)、電子レンジ、
　照明器具(投光器、充電式)、エアコン(室外機)(3)

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島第1原発1号機　水中ロボットで格納容器の堆積物を採取

＜毎日新聞　2023年2月1日＞　https://mainichi.jp/articles/20230201/k00/00m/040/278000c

東京電力は1日、福島第1原発1号機の原子炉格納容器の底部にたまった堆積（たいせき）物を、水中ロボットが採取したと発表した。

1 号機では、溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）とその上にたまった堆積物が 2 層構造になっているとみられ、デブリを取り出すには、堆積物の組成の解明が課題となっている。

このため東電は今回、2 地点で採取した。今後再度ロボットを投入して、別の 2 地点でも採取する。

堆積物の入った容器は、1 時間当たり最大約 0・65 ミリシーベルトだった。規定の放射線量（同 2 ミリシーベルト）を下回っていたため、原子炉格納容器から取り出したという。今後、放射線を遮る容器に移し替えるなどしてから、分析施設に移送する。

今回の調査は当初 1 月 12 日に開始する予定だったが、ロボットの投入装置の不具合で 20 日ほど延期されていた。

[原子力施設全般]

・高浜原発 4 号機の不具合 安全停止装置トラブル原因か

＜テレ朝 news　2023 年 2 月 2 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000285838.html

福井県にある関西電力の高浜原発 4 号機が自動停止した問題で、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、原発を安全に止める装置のトラブルが原因の可能性があるとの認識を示しました。

規制委員会によりますと、高浜 4 号機の原発を安全に停止させる「制御棒駆動機構」で警報が鳴るトラブルが相次ぎ、先月 30 日に関電が点検のため制御盤の電源を落としたところ、数十秒後に 4 号機が自動停止しました。

山中委員長は、制御棒関連のトラブルではないかとの認識を示しています。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月１日版）

＜厚生労働省　2023年2月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30734.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30733.html

---

◇マスコミ報道

・米、新たなオミクロン株「XBB・1.5」が拡大　NY や北東部で主流に

＜共同通信　2023 年 1 月 31 日＞　https://nordot.app/984751917300088832

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画を更新しました

＜厚生労働省　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=BeFTsSb05hh-kSGXY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました

＜厚生労働省　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yy-df-g6KNawX-xZY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・オミクロン株の抗原検査、陽性判定の精度はＰＣＲの６割…「回数を増やせば十分に実効性がある」

＜読売新聞　2023 年 2 月 1 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20230201-OYT1T50151/

◇マスコミ報道

・WHO、緊急事態宣言を継続　新型コロナ、4 年目へ

＜共同通信　2023 年 1 月 30 日＞　https://nordot.app/992762707499319296

・米、コロナ非常事態 5 月解除　政権表明、平時の対策に切り替え

＜共同通信　2023 年 1 月 31 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/08912c259eeca2050489fe1b73052759f5b97811
****
[3] *有機フッ素化合物、13都府県81地点で目標値超*
◇*泡消火剤などの有機フッ素化合物*
全国 81 地点、国の目標値超え
＜日経新聞　2033 年 1 月 30 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO68008880Q3A130C2CE0000/
　環境省は 30 日までに、泡消火剤などに含まれ、有害性が指摘されている有機フッ素化合物「PFOS」「PFOA」が全国 13 都府県の河川や地下水など 81 地点で国の暫定目標値を超えていたと発表した。同省は目標値を超えた水の多くは飲料用ではなかったとしているが、長期間の飲用で健康に害を及ぼす恐れがあるとして、各自治体や井戸の所有者に注意を呼びかける。
　水質汚濁防止法に基づく調査で、都道府県が地下水や河川などの地点で水質汚染がないかどうかを調べる。環境省が PFOS と PFOA を要監視項目に指定したことを受け、出都道府県が 2021 年度に 1133 地点で調査。同省が報告を受けて取りまとめた。
　国は暫定目標値をPFOSとPFOAの合計で１リットル当たり50ナノグラムに設定。合計が最も一高かったのは大分市の地下水で１リットル当たり約1800ナノグラムだった。
　有機フッ素化合物は、水や油をはじく性質があり、泡消火剤や金属加工などに広く使用されていた。分解されずに環境中に長く残留し、生物の体内に蓄積することから、有害化学物質を規制するストックホルム条約で製造や輸入、使用が禁止されている。
　国内では米軍基地周辺の川などから検出される例が相次いでいる。

・有機フッ素化合物、13 都府県 81 地点で目標値超　長期間飲用で害
＜毎日新聞　2023 年 1 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230124/k00/00m/040/288000c
---
◇沖縄市の農業用地下水から PFAS 検出、暫定指針値の 5.4 倍　農作物介した影響は不明　沖縄県調査
＜琉球新報　2023 年 2 月 2 日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1656426.html
【沖縄】沖縄県沖縄市池原にある廃棄物最終処分場に積まれた廃棄物内にたまった水や、処分場内外の地下水から人体に有害とされる有機フッ素化合物（PFAS）が高い値で検出されていたことが 1 日までに分かった。処分場周辺には、くみ上げた地下水をためて農業用地に送る施設「ファームポンド」が 3 カ所ある。そのうち処分場から南に約 1 キロ離れた地点から地下水をくみ上げている施設では、2021 年 11 月の調査で 1 リットル当たり PFOS と PFOA の合算で最大 270 ナノグラムが検出された。環境省が設定している公共用水域、地下水といった水環境に関する暫定指針値 50 ナノグラムの 5.4 倍だった。
　PFAS に関する水質基準については、水道水や水環境では暫定指針値が設定されているが、農業用水では設定されていない。研究者は「農作物を介した PFAS 摂取の影響はよく分かっていない」として、調査・研究が急務だと指摘した。
　調査した県環境部環境整備課は「いずれも飲み水として使われていないことを確認している。人体にじかに摂取されることはないと考えている」としている。
　農業用水施設を管理する沖縄市農林水産課は、基準が設定されていないことから農家に対して使用を控えるよう通知などは行っておらず「基本的に使っていく」という姿勢を示した。その上で「情報を集めている段階だ。使用を止めるためには根拠が必要で、集めた情報を基に今後の対応を検討していく」と説明した。
　その他、廃棄物群内にたまった水からは 19 年 11～12 月に最大 2 万 7000 ナノグラムが検出され、暫定指針値 50 ナノグラムの 540 倍となった。

・水道水を全てダム水に変更　沖縄・金武　PFAS 検出で地下水を中止　値上げの可能性も　事業費 2 億 3500 万円
＜琉球新報　2023 年 1 月 27 日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1653322.html
---
◇PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議（第 1 回）議事次第・配付資料　　1 月 24 日

＜環境省　2023 年 1 月 23 日＞　https://www.env.go.jp/pfospfoa-page_00516.html
議題
（1）PFOS 及び PFOA に関する検討について
　※議題（1）のみ環境省「PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議」との合同会議
（2）要検討項目の存在実態調査について
（3）ジクロロアセトニトリル等の対応状況について
（4）その他

＜配付資料一覧＞（議題（1）に関係する資料のみ）
資料１－１　PFOS 及び PFOA に関する検討について（水道関係）
　　https://www.env.go.jp/content/000106026.pdf
資料１－２　PFOS 及び PFOA に関する検討について（水環境関係）
　　https://www.env.go.jp/content/000106028.pdf
　資料１参考１　「飲料水中の PFOS 及び PFOA」 WHO 飲料水水質ガイドライン作成のための背景文書
　　https://www.env.go.jp/content/000106027.pdf
　資料１参考２　暫定飲料水健康勧告：PFOS、PFOA（2022 年 6 月）
　　https://www.env.go.jp/content/000106029.pdf
　資料１参考３　水道における PFOS 及び PFOA の検出状況等（令和２年度）
　　https://www.env.go.jp/content/000106030.pdf
　資料１参考４　公共用水域等における PFOS 及び PFOA 検出状況
　　https://www.env.go.jp/content/000106031.pdf
参考資料１－１　令和４年度水質基準逐次改正検討会委員名簿
　　https://www.env.go.jp/content/000106032.pdf
参考資料１－２　令和４年度水質基準逐次改正検討会運営要領
　　https://www.env.go.jp/content/000106033.pdf
参考資料１－３　令和４年度水質基準逐次改正検討会の公開の取扱い
　　https://www.env.go.jp/content/000106034.pdf
参考資料２－１　PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議委員名簿
　　https://www.env.go.jp/content/000106035.pdf
参考資料２－２　PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議設置要綱
　　https://www.env.go.jp/content/000106036.pdf
****

[4] **毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）に関する御意見の募集について**
＜厚生労働省　2023 年 1 月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220337&Mode=0
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）について（概要）

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

１．改正の趣旨
○ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第２条第１項及び第２項において、「毒物」及び「劇物」を、法別表第１及び別表第２に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと定義されている。また、法別表第１及び別表第２において、それぞれの表に掲げる物のほか、それぞれの表に掲げる物を含有する製剤その他の毒性又は劇性を有する物であって政令で定めるものについても「毒物」及び「劇物」に含まれると規定している。
○ 薬事・食品衛生審議会の答申（令和４年 11 月 16 日）を踏まえ、新たに１物質を「劇物」に指定するとともに、２物質を「劇物」から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第２号。以下「令」という。）

について、所要の改正を行うもの。

２．改正の概要

（１）次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。

○ ３－アミノプロパン－１－オール及びこれを含有する製剤。ただし、３－アミノプロパン－１－オール１％以下を含有するものを除く。【CAS 番号 156-87-6】

（２）次に掲げる物を「劇物」から除外する。(除外する製剤の含有割合を１０％以下から１５％以下に改める。)

○ ２－イソブトキシエタノール１５％以下を含有する製剤【CAS 番号 4439-24-1】

（３）次に掲げる物を「劇物」から除外する。

○ 四酸化二アンチモン及びこれを含有する製剤【CAS 番号 1332-81-6】

（４）その他所要の経過措置を設ける。

３．根拠条項

法別表第２第 94 号及び第 23 条の５

４．施行期日等

公 布 日：令和５年５月 25 日（予定）

施行期日：令和５年６月１日 （予定）ただし（２）及び（３）は公布の日

◇建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220344&Mode=0

◇石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示案に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220345&Mode=0

****

[5] *医薬品等*

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第４号）

［官報］ 令和５年２月１日　本紙　第 908 号　３頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201h00908/20230201h009080003f.html

〇農林水産省令第４号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月１日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内	別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内

適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 (1)　アグレプリストン (2)～(63)　（略）	適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 （新設） (1)～(62)　（略）
別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 一　アグレプリストン 二～百四十八　（略）	別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 （新設） 一～百四十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇医薬品等輸入確認情報システム

＜厚生労働省　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-tZuyz-7BJ0mymdY

重要なお知らせ

「医薬品等輸入確認情報システム」とは個人が自ら使用するために医薬品等を輸入する場合、又は医師等が自己の患者の治療や診断に使用する医薬品等を輸入する場合に必要となる輸入確認証の手続きをオンラインで行えるようにするものです。

令和５年２月１日から「医薬品等輸入確認情報システム」の運用が開始され、オンラインでの手続きが可能となりました。

医薬品等輸入確認情報システムへのアクセス

https://impconf.mhlw.go.jp/aicpte/page/login.jsp

利用方法

利用方法（動画）

利用マニュアル

****

[6] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 1 月 26 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 170 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　52～55 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220052f.html

肥料の登録の有効期間更新 128 件が公示された。

◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 171 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　55 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220055f.html

肥料の生産業者の住所及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 172 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　55～56 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220055f.html

肥料の登録失効７件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 173 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　56 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220056f.html

肥料の新規登録 34 件が公示された。

****

[8] *飼料*

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第６号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　33～34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220033f.html

○農林水産省令第６号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月１日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第１条関係）　別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ス（略） セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下	別表第１（第１条関係）　別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ス（略） セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下

同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
ペンディメタリン	（略） 牧草（アルファルファに限る。） 牧草（アルファルファに除く。）	（略） 150 mg／kg 2,000 mg／kg
マラチオン	えん麦 （略） 小麦 （略） マイロ （略）	３mg／kg （略） 10 mg／kg （略） ６mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ト　（略）

⑵～⑸　（略）

２～６　（略）

同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
シアナジン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.01 mg／kg 0.05 mg／kg 0.1 mg／kg 0.1 mg／kg 0.01 mg／kg 0.01 mg／kg 0.01 mg／kg
（略）	（略）	（略）
ペンディメタリン	（略） 牧草	（略） 15 mg／kg
マラチオン	えん麦 （略） 小麦 （略） マイロ （略）	２mg／kg （略） ８mg／kg （略） ２mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ト　（略）

⑵～⑸　（略）

２～６　（略）

第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ス（略） セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　飼料一般の成分規格 ア～ス（略） セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄

第１欄	第２欄	第３欄

(略)	(略)	(略)
イマザピル	大麦 (略)	0.7 mg／kg (略)
(略)	(略)	(略)

ソ～ト　(略)
⑵～⑸　(略)
２～６　(略)

(略)	(略)	(略)
イマザピル	(新設) (略)	(新設) (略)
(略)	(略)	(略)

ソ～ト　(略)
⑵～⑸　(略)
２～６　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

****

[9] *植物防疫法施行規則等の一部改正*

◇植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産省令第５号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第22号　2～33頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220002f.html

○農林水産省令第５号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項、第七条第一項、第十条第五項、第十条の二、第十条の四第一項及び第二項、第十条の六第二項、第十条の七第二項、第十条の九第二項、第十条の十一第二項、第十条の十六、第十六条の六、第十七条の二第一項並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項の規定に基づき、並びに植物防疫法を実施するため、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月１日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第一条　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「目次」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　輸入植物等の検査（第三条－第二十二条の四）
第三章　輸出植物等の検査（第二十三条－第三十一条の十四）
第四章　指定種苗の検査（第三十二条－第三十五条）
第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二－第三十五条の十一）
第四章の三　侵入調査（第三十五条の十二）
第五章　緊急防除（第三十五条の十三－第三十九条）
第六章　指定有害動植物の防除
第一節　総合防除（第四十条－第四十条の四）
第二節　薬剤の譲与（第四十一条－第四十六条）
第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七条－第五十八条）
第七章　都道府県の防疫（第五十九条－第六十条）
第八章　雑則（第六十一条・第六十二条）
附則

―*以下　省略*―

（農林水産省組織規則の一部改正）

第二条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

―以下　省略―

（植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和四年農林水産省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定（「輸出植物」を「輸出植物等」に改める部分及び「第三十一条」を「第三十一条の十二」に改める部分に限る。）を削る。

別記第十一号の次に二様式を加える改正規定中「第十一号の三号様式」を「第十一号の三様式」に改める。

別記第二十二号の四様式の改正規定中「植物等」を「植物等の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定公布の日

二　第一条中植物防疫法施行規則別表一の二の改正規定、同令別表二の改正規定、同令別表二の付表の改正規定及び同令別表二の二の改正規定令和五年八月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の植物防疫法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類等は、同条の規定による改正後の植物防疫法施行規則の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇輸出植物検疫規程及び種馬鈴しよ検疫規程の一部を改正する告示（農林水産省告示第 168 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　40～44 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220040f.html

---

◇輸入植物検疫規程の一部を改正する告示（農林水産省告示第 169 号）

［官報］　令和５年２月１日　号外　第 22 号　44～52 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230201/20230201g00022/20230201g000220044f.html

○農林水産省告示第 169 号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、及び植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正する。

令和５年２月１日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下［傍線部分］という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正された条文の見出し」のみ掲載した。

＜ACSES 事務局＞―

（検査する数量及び方法）
（検査場所の基準）
（検査合格の基準）
（廃棄消毒等処分の基準）
（消毒方法の基準）
（検疫の対象とならない植物）
（有害槓物の範囲）
（有害動物の範囲）
（輸入禁止品の範囲）
別表　（略）

附　則

この告示は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

****

［10］ ***畜舎等の建築等及び利用に関する法律施行規則の一部改正***

◇農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第３号）

［官報］　令和５年１月 31 日　号外　第 20 号　31～32 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230131/20230131g00020/20230131g000200031f.html

○農林水産省令第３号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 31 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　　正　　後
（家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設） **第一条**　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号に掲げる施設とし、第二号から第四号までに掲げる施設を含むものとする。 一　家畜の飼養の用に供する施設に付随する施設（家畜の飼養の用に供する施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該家畜の飼養の用に供する施設と一体的に利用する施設をいう。）であって、次のイからホまでに掲げるもの イ　搾乳施設　（新設） ロ　集乳施設　（新設） ハ　畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設　（新設） ニ　飼料、敷料その他の畜産経営に必要な物資の保管の目的のために使用する施設　（新設） ホ　農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用する施設　（新設） （削る） 二　家畜の飼養の用に供する施設又は前号に掲げる施設に附属する門又は塀

三　家畜の飼養の用に供する施設又は第一号に掲げる施設内の室であって、畜産経営に関する執務又は作業(軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの
四　家畜の飼養の用に供する施設又は第一号イからハまでに掲げる施設内の室であって、飼料、農業用トラクターその他の畜産経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの
（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）　（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）
第二条　法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号から第七号までに掲げる施設を含むものとする。
一　屋根及び柱又は壁を有する施設（これに類する構造のものを含む。）　（新設）
二　高さが八メートルを超える発酵槽その他これに類する施設（前号に掲げるものを除く。）　（新設）
三　第一号に掲げる施設に付随する施設（同号に掲げる施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。）であって、次のイ又はロに掲げるもの（新設）
イ　もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資の保管の目的のために使用する施設
ロ　農業用トラクター、トラクターショベルその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両の保管の目的のために使用する施設
四　第二号に掲げる施設に附属する施設であって、当該第二号に掲げる施設を制御するための施設（新設）
五　家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設又は第三号に掲げる施設に附属する門又は塀（新設）
六　第一号又は第三号に掲げる施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの　（新設）
七　第一号に掲げる施設内の室であって、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの　（新設）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第１号）

［官報］　令和５年１月 31 日　号外　第 20 号　32～65 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230131/20230131g00020/20230131g000200032f.html

○農林水産省、国土交通省令第１号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第二項第八号及び第三項第六号（同法第四条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第六条第三項、第八条第二項第二号、第十三条第一項、第十九条、第二十四条並びに第二十五条の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年１月 31 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎
国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

改　　正　　後
目次 　第一章　総則（第一条・第二条） 　第二章　技術基準 　　第一節　畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地、構造及び建築設備に関する基準 　　第一款　総則（第三条・第四条） 　　第二款　敷地（第五条）　第二款敷地（第五条） 　　第三款　構造強度第三款構造強度 　　第一目　総則（第六条・第七条）　第一目総則（第六条・第七条） 　　第二目　構造計算等（第八条□第十五条） 　　第三目　構造部材等（第十六条□第十八条） 　　第四款　防火構造等（第十九条□第二十八条） 　　第五款　避難施設（第二十九条）　第五款避難施設（第二十九条） 　　第六款　建築設備等（第三十条□第三十三条）　第六款建築設備等（第三十条□第三十三条） 　　第七款　災害危険区域等（第三十四条・第三十五条）　第七款災害危険区域等（第三十四条・第三十五条） 　　第二節　畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準（第三十六条□第四十三条） 　　第三節　都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準（第四十四条ー第六十条） 　　第三節の二　発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準（第六十条の二・第六十条の三）（新設） 　　第四節　雑則（第六十条の四　第六十二条） 　第三章　利用基準（第六十三条） 　第四章　畜舎建築利用計画の認定等（第六十四条□第九十条） 　第五章　認定計画実施者の監督等（第九十一条・第九十二条） 　第六章　雑則（第九十三条・第九十四条） 　　―以下　省略―

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（農林水産省・国土交通省告示第１号）

［官報］　令和５年１月 31 日　号外　第 20 号　81～82 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230131/20230131g00020/20230131g000200081f.html

○農林水産省・国土交通省告示第１号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）第六十三条第八号ホの規定に基づき、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を次のように定める。

令和５年１月 31 日　　農林水産大臣　　野村　哲郎

国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件

第一　畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資は、次に掲げるものとする。
一　飼料
二　敷料
三　飼育ゲージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
四　肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
五　もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
六　消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
七　畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
八　第二各号に掲げるもの
第二　畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該車両に付随する物資は次に掲げるものとする。
一　当該車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）
二　当該車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
三　当該車両にけん引される農業用機械器具

附　則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

****

[11] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（タイ産アカワケギ（アカシャロット）、その加工品）

＜厚生労働省　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30418.html

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産アカワケギ（アカシャロット）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	ハロキシホップ	検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産アカワケギ（アカシャロット）からハロキシホップを検出したことから、検査命令を実施するもの。

ハロキシホップについて

１．農薬（除草剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重 1 kg 当たり 0.0007 mg/日であり、急性参照用量（人が 24 時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は体重 1 kg 当たり 0.08 mg です。

３．現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、ハロキシホップが 0.04 ppm 残留したアカワケギ（アカシャロット）を毎日 1 kg 摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に 120 kg 摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

◇特定保健用食品の表示許可に係る答申について

＜内閣府　2023 年 1 月 30 日＞　https://www.cao.go.jp/consumer/content/20230130_toshin.pdf

****

[12] ***廃棄物関係***

◇「浄化槽法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について

＜環境省　2023 年 1 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01113.html

改正の概要
今般、浄化槽法施行令第3条第4号及び第6号にそれぞれ規定する、浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験の受験手数料の額を以下のとおり変更します。
浄化槽設備士試験の受験手数料の額を、22,500円から31,700円に変更。
浄化槽管理士試験の受験手数料の額を、20,200 円から 23,600 円に変更。
****
[13] ***温暖化対策関係***
◇神戸市で石炭火力発電４号機が稼働　発電効率が高い「超々臨界圧」型　近隣住民は差し止め求め提訴
＜読売テレビ　2023 年２月１日＞　https://www.ytv.co.jp/press/kansai/184123.html
　神戸市で１日、新たな石炭火力発電所が営業運転を開始しました。
　営業運転を開始したのは、神戸市灘区にある神戸発電所４号機で、発電効率が高いとされる「超々臨界圧」型の石炭火力発電所です。
　すでに稼働している１号機から３号機とあわせると、発電量は２７０万キロワットに上り、神戸市全域のピーク時の電力需要を賄うことができるということです。
　電力は２０５２年まで関西電力に供給されます。一方で、石炭火力発電所を巡っては、二酸化炭素が大量に排出されることから近隣住民たちが建設や稼働の差し止めを求める民事訴訟を起こしています。
****
[14] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する御意見の募集（パブリックコメント）について
＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220057&Mode=0

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する御意見の募集（パブリックコメント）について
＜厚生労働省　2023 年１月 26 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220058&Mode=0

◇令和５年度環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）に係る補助事業者（執行団体）の公募について
＜環境省　2023年1月31日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01100.html
----
◇屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業補助金の追加公募開始について
＜環境省　2023年1月31日＞　https://www.env.go.jp/press/111029_00004.html
----
◇令和５年度世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）の公募を開始しました
＜文部科学省　2023 年２月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoZada83bde8hbQ

◇令和４年度補正予算「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」について
＜文部科学省　2023 年２月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoZada83bde8hbM

[評価結果]
◇先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）の中間評価結果（令和２年度採択校）
＜文部科学省　2023 年２月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoZada83bde8hbE

[調査結果]

◇ 「修士課程（6年制学科を含む）在籍者を起点とした追跡調査（令和3年度修了（卒業）予定者）」の公表について［調査資料 RM-323］

＜文部科学省　2023年1月31日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1422310_00022.htm

---

◇科学技術・学術政策研究所「民間企業の研究活動に関する調査報告2022」（速報）の公表について

＜文部科学省　2023年1月31日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1422310_00021.htm

****

[15] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産省告示第155号）

［官報］　令和5年1月31日　本紙　第907号　3～5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230131/20230131h00907/20230131h009070003f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第191号）

［官報］　令和5年2月2日　本紙　第909号　5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230202/20230202h00909/20230202h009090005f.html

---

◇「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正

＜経済産業省　2023年1月27日＞

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2023/20230127_001_ex.pdf

****

[16] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・有明海・八代海等総合調査評価委員会水産資源再生方策検討作業小委員会（第10回）及び海域環境再生方策検討作業小委員会（第10回）の合同開催について　　２月13日

＜環境省　2023年1月31日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01114.html

（１）　小委員会の作業方針について

（２）　その他

・令和４年度土壌汚染対策セミナー（録画配信）の開催について　　２月１～14日

＜環境省　2023年1月31日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01116.html

プログラム（予定）

(1)「加熱処理法（電気発熱法ハイブリッド浄化）」

国際航業株式会社　環境リスク部　部長　佐藤　徹朗氏

(2)「嫌気性バイオオーグメンテーション（クリオーグ・パワーバイオ®等）」

栗田工業株式会社　土壌営業部　コンサルティング課　主任技師　鈴木　義彦氏

・「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策セミナー」を開催します　　２月15日

＜厚生労働省　2023年2月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dadAxzGaIdCMyBY

・科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会（第51回）を開催します　　２月８日

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu1/kaisai/1411424_00012.htm

(1) 総合科学技術・イノベーション会議第三次報告を踏まえたヒト胚関係指針の見直しについて

(2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の見直しについて

(3) 第11期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の活動状況等について

(4) その他

・研究開発基盤部会（第17回）の開催について　　２月８日

＜文部科学省　2023 年 2 月 1 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu28/kaisai/mext_00012.html
1. 研究基盤に関する現状の取組について
2. 今後の課題・検討事項について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第７回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会の議事録　　1月13日
＜厚生労働省　2023年2月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5c6FGwTecJ9aKjhY
（1）ベンチャー支援等に関する有識者、関係企業等からのヒアリング
（2）その他
・第10回　医薬品等行政評価・監視委員会　議事録　　12月27日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 1 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=hWHM4prljzSLnkEXY
１．医薬品等行政評価・監視委員会の意見に係る実施状況の報告について
２．委員の求めに応じた個別事項への対応について
３．医薬品等行政評価・監視委員会における海外調査について
４．医薬・生活衛生局からの定期報告について
５．その他
・大学分科会（第 171 回）　配付資料　　1 月 25 日
＜文部科学省　2023 年 2 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoZada83bde8hbI
1. 大学振興部会における議論について
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針（案）について
3. 大学・短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等について
4. 教学マネジメント指針（追補）の作成について
****
[17] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・埼玉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内65例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月31日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230131.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内68例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年2月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230201_4.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内70例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年2月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230201_2.html
・宮城県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内69例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年2月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230201_3.html
・埼玉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2023 年 2 月 1 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230201.html
****
[付録]
◇事務連絡　大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について
＜総務省消防庁　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230124_tokusai_1.pdf

事務連絡
平成 20 年４月 15 日
令和５年１月 24 日一部改正

関係道府県消防防災主管課 御中 関係政令指定都市消防本部

消防庁特殊災害室

大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について

大容量泡放水砲等に必要な防災要員の人数を減ずる場合の手続き等については、「大容量泡放水砲等に必要な防災要員の人数を減ずる際の留意事項等について」（平成 20 年４月 15 日付け消防特第 45 号）で通知し、「大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について」（平成 20 年４月 15 日付け事務連絡）において、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「施設省令」という。）第 17 条の２の規定に基づき、市町村長等が防災要員の人数を減ずることの適否を判断するに当たり、防災要員の人数を減じても、大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて円滑かつ的確に防災活動を行うことができると考えられる事例等を示しています。今般、当該事務連絡を一部改正し、混合装置の運転操作・調整（緊急停止を含む。以下同じ。）、運転制御盤等の監視等の機能が送水ポンプの制御盤等に組み込まれており、１人の防災要員で容易にこれらの操作等を行うことができると認められる場合の防災要員の人数を減ずることができると考えられる事例を追加し、下記のとおり取りまとめたので、執務上の参考としていただくとともに、貴道府県内の関係市町村・消防本部に対しても、情報提供方よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡で示した「防災要員の人数を減ずることができると考えられる事例」は、現時点において把握できている大容量泡放水砲等の概要に関する資料等に基づき取りまとめたものであり、実際には広域共同防災組織等に配備される大容量泡放射システムの仕様や設定計画、特定事業所の状況等に基づき総合的に判断する必要があります。また、当該事例以外にも防災要員を減ずることができる場合があり得ることにも留意する必要があります。

記

第１　防災要員の減員に関する基本的な考え方

１　防災要員の人数を減ずることができる場合

（１）大容量泡放水砲等に係る防災要員の人数を減ずることは、自衛防災組織及び共同防災組織にあっては、大容量泡放水砲等の設置の状況その他の事情を勘案して市町村長等が適当と認めたとき、広域共同防災組織にあっては、関係市町村長等の意見を聴いて都道府県知事等が適当と認めたときに、それぞれ可能とされています（施設省令第 17 条の２、第 26 条の６、第 32 条の２関係）。

（２）（１）に挙げた規定に基づき、防災要員の人数を減ずることができる事例は、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 18 年３月 23 日付け消防特第 31 号。以下「第 31 号通知」という。）の第１．２．（４）において次のとおり示しています。

ア　ポンプ、混合装置に置く防災要員…並列に配置される場合などで、規定された人数がいなくても、操作及び監視等が的確かつ安全にできる場合

イ　ホースに置く防災要員…ホースを展張した場合、十分に見渡すことができる場合

２　防災要員が担うべき役割

防災要員の人数を減ずることの適否を判断するためには、大容量泡放水砲等を構成する防災資機材ごとに、防災要員が担うべき役割を整理した上で、防災要員を減じても当該役割が支障なく果たされることを確認することが必要です。

大容量泡放水砲等を構成する防災資機材ごとに、防災要員が担うべき主な役割を整理すると、次のようになります。

（１）ポンプ

ア　操作要員（主に運転操作・調整等を行う防災要員。以下同じ。）

（ア）防災活動を統括する防災要員の指揮に基づく防災活動

（イ）他のポンプ・混合装置・泡放水砲等の防災要員と連携を図りながらの運転操作・調整、運転制御盤等の

監視

イ　監視要員（主に監視・異常時の対応等を行う防災要員。以下同じ。）

（ア）ポンプ全体の常時監視、異常時の対応等

（イ）ポンプ周辺の通行者・通行車両等の監視・誘導等

（ウ）他のポンプ・混合装置・泡放水砲等の防災要員との連絡等

（２）混合装置

ア　操作要員

（ア）防災活動を統括する防災要員の指揮に基づく防災活動

（イ）送水ポンプの防災要員と連携を図りながらの運転操作・調整、運転制御盤等の監視

イ　監視要員

（ア）混合装置全体の常時監視、異常時の対応等

（イ）泡消火薬剤量の監視及び泡消火薬剤の補充等に係る要員への指示

（ウ）混合装置周辺の通行者・通行車両等の監視・誘導等

（エ）送水ポンプ・泡放水砲等の防災要員との連絡等

（３）ホース

（ア）ホースの監視、異常時の対応等

（イ）ホース周辺の通行者・通行車両等の監視・誘導等

（ウ）ポンプ・混合装置・泡放水砲等の防災要員との連絡等

（４）その他

それぞれの防災資機材等に置かれる防災要員には、（１）から（３）に掲げた役割の他に、防災活動を統括する防災要員の指揮に基づき防災資機材の移動及び設定を行う際に、防災要員を補助する要員（以下「補助要員」という。）に対して迅速かつ的確な指示を行うことが求められます。

したがって、大容量泡放射システムを用いた防災活動時における指揮命令が、防災活動を統括する防災要員のもとに一元的かつ円滑なものとなるよう、それぞれの防災資機材等ごとに中心的な役割を担う防災要員を定めておくことが適当です。

第２　ポンプに係る防災要員の減員に関する基本的な考え方

ポンプに係る防災要員の減員に関する基本的な考え方は、次のとおりです。なお、具体例については別添１を参照してください。

１　操作要員

（１）ポンプは、大容量泡放射システムの中枢をなす防災資機材であり、その操作要員は、大容量泡放水砲等を構成する他の防災資機材等の防災要員と緊密に連携を取り合い運転操作・調整を行い、運転制御盤等を常時監視することが求められること等から、原則として操作要員を減ずることは困難と考えられます。

（２）ただし、実際に配備されるポンプの仕様、設定等の状況等により、次のア又はイに該当する場合にあっては操作要員の人数を減ずることができると考えられます。

ア　複数のポンプの運転操作・調整（緊急停止を含む。以下同じ。）、運転制御盤等の監視等の機能が１台のポンプの制御盤等に組み込まれており、１人の防災要員で容易にこれらの操作等を行うことができると認められる場合

イ　複数のポンプが、常に極めて近接して配置される計画となっており、１人の防災要員で当該複数のポンプの運転操作・調整、運転制御盤等の常時監視を的確かつ安全に行うことができると認められる場合

２　監視要員

（１）ポンプの監視要員は、ポンプが並列で設定される場合等、ポンプ全体の監視及び操作要員の補助に支障が生じないと認められる範囲で減ずることができると考えられます。

ただし、ポンプの大きさや夜間における監視の困難性等を考慮すると、１人の監視要員が監視等を行うことができるポンプの台数は、原則として２台までとすることが適当と考えられます。

（２）複数の水中ポンプが構造上一体となっている場合にあっては、１人の防災要員で当該複数の水中ポンプ全体の監視等を行うことができると考えられるので、常時監視できる範囲に限り、監視要員を減ずることがで

きると考えられます。

第３　混合装置に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方

混合装置に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、具体例については別添２を参照してください。

１　操作要員

（１）混合装置の操作要員は、大容量泡放水砲等を構成する他の防災資機材等の防災要員と緊密に連携を取り合い運転操作・調整を行い、運転制御盤等を常時監視していることが求められること等から、原則として操作要員を減ずることは困難と考えられます。

（２）ただし、実際に配備される混合装置の仕様、設定の状況等により、次のア又はイに該当する場合にあっては操作要員の人数を減ずることができると考えられます。

ア　混合装置の運転操作･調整､運転制御盤等の監視等の機能が送水ポンプの制御盤等に組み込まれており、１人の防災要員で容易にこれらの操作等を行うことができると認められる場合

イ　複数の混合装置が、常に極めて近接して配置される計画となっており、１人の防災要員で、常時、当該複数の混合装置の運転操作・調整、運転制御盤等の監視等を的確かつ安全に行うことができると認められる場合

２　監視要員

混合装置の監視要員は､混合装置が並列で設置される場合､混合装置とポンプ等が並列で設定される場合等、混合装置全体の監視、泡消火薬剤量の監視等に支障が生じないと認められる場合には減ずることができると考えられます。

ただし、泡消火薬剤量の監視の重要性、夜間における監視の困難性等を考慮すると、１人の監視要員が監視等を行うことができる混合装置等の台数は、原則として２台までとすることが適当と考えられます。

第４　ホースに係る防災要員の減員に関する基本的な考え方

ホースに係る防災要員の減員に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、具体例については別添３を参照してください。

１　監視可能な範囲の限界

第 31 号通知中「ホースを展張した場合、十分に見渡すことができる場合」とは、取水部分からタンクまで特定通路等に沿ってホースを展張した場合において、ホースの監視に障害となる物件がないことが必要不可欠ですが、防災要員の監視できる範囲には自ずと限界があり、一人の防災要員が十分に見渡すことができ、かつ、直ちに駆け付けることができるホースの範囲は､最大でも当該防災要員を中心に前後又は左右それぞれ 200 メートル程度とすることが適当と考えられます（図１参照)。 並列に展張されるホース　二ライン以上のホースを特定通路上に揃えて展張するなど、防災要員が同時に監視できるホースの範囲が一のラインと同等であるとみなせる場合には､防災要員が十分に見渡すことが 未監視部分のホースへの対応防災要員を減じようとする場合には、ホースの未監視部分が生じないように配慮することが重要であることから、防災要員の人数が法令上算定されない二ライン以上のホースを展張することとした場合における最長ホース以外のホース、又は防油堤のコーナー等により監視の死角が生じることとなるホースに対しては、未監視部分が生じないように適切な位置に防災要員を配置することが必要です（図３参照)。できる場合に該当すると考えられます（図２参照)。

********** 以上 **********